

ヒートアイランド対策に関するまちづくり等の計画について

◆まちづくり等の計画

①千代田区都市計画マスタープラン（R3.5 改定）

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「都市計画に関する基本的な方針」として、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取組みについての考え方を示すものです。区民、企業、行政など、多様な主体との間でまちづくりの方向性を共有し、連携・協働しながら、それぞれが主体的に取組みを進めていく際の指針となります。

②千代田区緑の基本計画（R3.7 改定）

都市緑地法第 4 条第 1 項に規定する「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」です。千代田区における緑とオープンスペースの確保に関する具体的な指針として、目指す緑の方向性、緑の配置、施策展開等を体系的に定めています。

③千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021（R3.11 改定）

千代田区地球温暖化対策条例第 9 条に基づき策定するもので、区内のあらゆる地球温暖化対策の取組みを集約した計画です。なお、「適応策」に関する計画である「千代田区気候変動適応計画 2021」とも、施策の考え方や具体的な事業において連携しています。

④千代田区気候変動適応計画 2021（R3.11 策定）

気候変動適応法第 12 条及び千代田区地球温暖化対策条例第 9 条に基づく、地域気候変動適応計画として策定します。なお、「緩和策」に関する計画である「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」とは、気候変動対策の両輪として連携しています。

◆各計画の位置付

